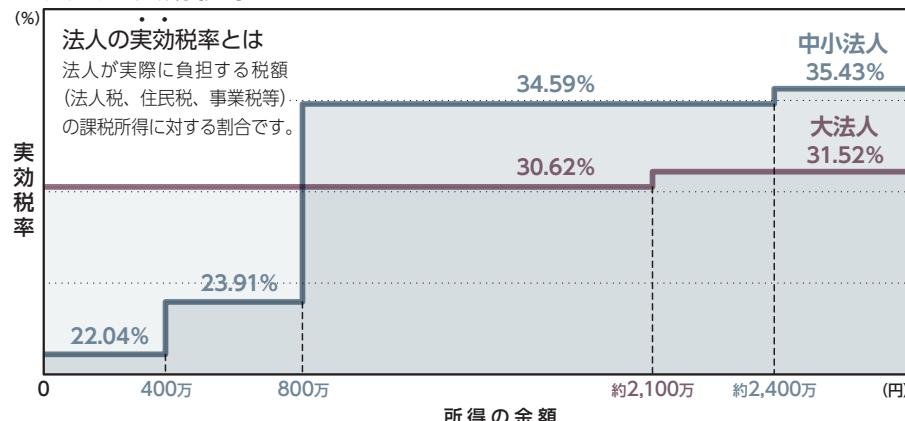


法人税率 税率構造

法人の実効税率(2026年4月1日以後)



(注1)地方税の税率は、超過税率(東京都)を前提としています。

(注2)大法人は資本金が1億円超の外形標準課税対象法人として計算しています。

(注3)中小法人は資本金が1億円以下、かつ、所得の金額が10億円以下を前提にしています。

(注4)中小法人は外形標準課税対象外法人として計算しています。

C O L U M N

【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、次の改正が行われています。

① 法人税(2026年4月1日以後開始事業年度)

防衛特別法人税が創設され、基準法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額が課税されます。

② 2026改正 所得税(2027年分以降)

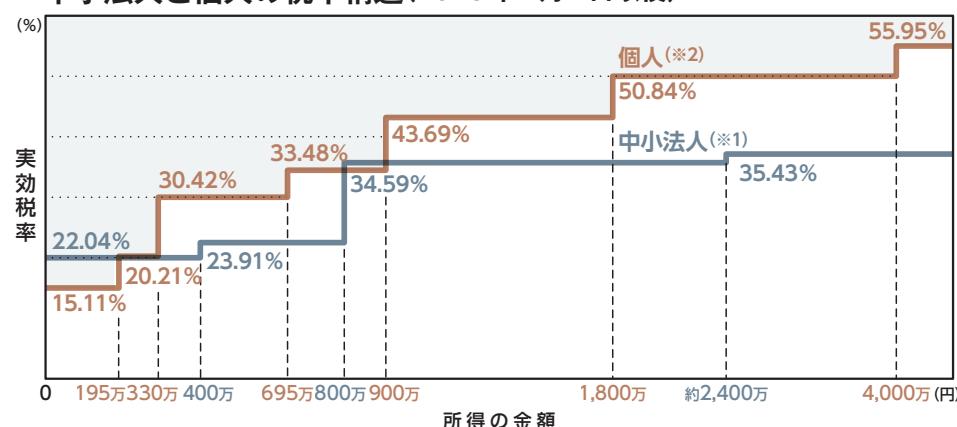
防衛特別所得税(仮称)が創設され、その年分の基準所得税額の1%が新たに附加されます。併せて、復興特別所得税の税率が1%引き下げられ、課税期間が10年間延長されます。

③ たばこ税(2026年4月1日以降)

税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し等が行われます。

中小法人と個人の比較

中小法人と個人の税率構造(2026年4月1日以後)



(※1)中小法人の実効税率は、以下の①から③を前提としています。

①地方税の税率は、超過税率(東京都)としています。

②資本金が1億円以下、かつ、所得の金額が10億円以下としています。

③外形標準課税対象外法人としています。

(※2)個人の実効税率は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた税率です。

個人事業税の課税対象となる所得があり、当該所得金額が290万円を超える場合は、290万円を超える部分に事業種目に応じて3%から5%の課税が別途されます。

中小法人と個人の負担税額

課税所得金額	負担税額(※3)	
	中小法人	個人(※4)
200万円	45万円	30万円
400万円	90万円	78万円
600万円	139万円	139万円
800万円	189万円	203万円
1,000万円	263万円	280万円
5,000万円	1,827万円	2,308万円

(※3)実際の負担税額は、各種控除の利用状況などにより変動します。

(※4)個人の負担税額は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた金額です。

2026
改正

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するために、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されます。一定の要件を満たす設備投資について、即時償却か税額控除が適用できます。

対象法人	青色申告書を提出する法人		
対象業種	原則全業種が対象		
対象資産	<p>生産等設備を構成する下記の資産で取得価額要件を満たすもの(貸付用、本店、福利厚生施設等は除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 (160万円以上) ・工具・器具備品 (120万円以上または40万円以上かつ合計120万円以上) ・建物 (1,000万円以上) ・建物附属設備 (120万円以上または60万円以上かつ合計120万円以上) ・構築物 (120万円以上) ・ソフトウェア (70万円以上) 		
計画の基準	<p>下記の基準に適合することについて、経済産業大臣の確認を受ける必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額が大企業は35億円以上、中小企業者等は5億円以上 ・投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであること 等 		
事業供用要件	経済産業大臣の確認を受けた日以後5年を経過する日までに、対象資産を取得し事業の用に供した場合		
即時償却 または 税額控除	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: #5B9BD5; color: white; padding: 10px 20px; border-radius: 10px; text-align: center;"> 即時償却 (100%償却) </div> または <div style="background-color: #5B9BD5; color: white; padding: 10px 20px; border-radius: 10px; text-align: center;"> 税額控除(※) 取得価額の7% (建物、附属設備、構築物は4%) </div> </div>		
	<p>(※)当期の法人税額の20%を限度 (一定の場合には、3年間の繰越税額控除が可能)</p>		

適用期限

産業競争力強化法の改正法の施行日から2029年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、確認を受けた日以後5年を経過する日までに取得し、事業の用に供した資産に適用されます。

相続・事業承継・不動産活用のことなら 青山財産ネットワークスにお任せください。

資産5億超の
リピート率

72%

※お客様から2回目受託率
※アドバイザーリングをご購入のみのお客様を除く

継続中のお客様

3,320
組

専門家在籍数

150
名超

※公認会計士・税理士・社会保険労務士・
不動産鑑定士など、国家資格を持つ専門家

顧客資産規模

平均10
億円

顧客満足度

98.5%

※5段階評価で「とても満足」
「満足」と回答した割合

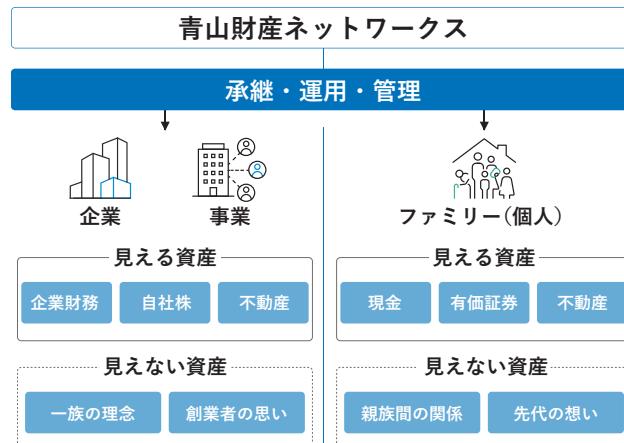
1 富裕層が抱える複雑な課題を 一気通貫でご支援

税務・不動産の購入・売却・組み換え・収益性向上の活用提案、事業承継や金融資産運用まで、複雑な課題をワンストップでご支援。



2 承継・運用・管理を一体で考える 充実したフォローアップ体制

現金・株式・不動産といった「見える財産」に加え、企業理念や親族間等の関係といった「見えない財産」までご支援。



3 次世代・次々世代まで 財産を守る長期伴走型の支援

次々世代までお客様の資産形成を伴走する、“**100年財産コンサルティング**”をご提供。次世代・次々世代まで財産を守るという視点で最適な財産構成の実現に向けてご支援。

